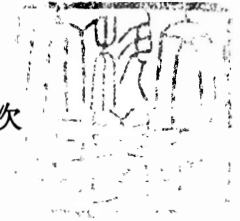


行政文書不開示決定通知書

平野 榮一 様

文部科学大臣 小坂 憲次



平成18年6月22日付け（平成18年6月26日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- ・ 与党教育基本法改正に関する協議会及び同検討会の議事録
- ・ 与党教育基本法改正に関する協議会及び同検討会に提出した、教育基本法の改正に関する文部科学省の見解が示された資料

2 不開示とした理由

教育基本法案（第164回閣第89号）は、平成15年3月の中央教育審議会答申や、平成18年4月の与党教育基本法改正に関する協議会の最終報告を踏まえ、同年4月28日に閣議決定し、第164回通常国会に提出したものであり、現在、衆議院において継続審議となっているところである。

自由民主党及び公明党（発足当時は保守新党を含めた3党）においては、教育基本法の改正の是非及び方向性等について検討するため、平成15年5月以降、与党教育基本法改正に関する協議会及び同検討会（以下「与党協議会等」という。）が開催されている。この会議には、文部科学省の職員が陪席していたものの、文部科学省の主催する会議ではないことから、文部科学省として、その議事録は作成していないし、保有もしていない。

また、文部科学省は、会議中、現行制度や教育現場の現状、議論に対する意見などを回答したことはあったが、教育基本法の改正について、「文部科学省の見解」を特に示す資料を作成し、提供した事実はない。

ただし、文部科学省では、与党協議会等の求めにより、改正の内容に関する議論のたたき台として、それまでの議論を踏まえて資料を作成し、提供したことがあり、これらの資料（以下「当該文書」という。）を、開示請求の対象行政文書として、その開示について検討した。

与党協議会等は、議事や配付資料について原則として非公開としているところであるが、これは、教育基本法の改正という重大かつ高度に政治的な課題について、与党内の協議を行うという会議の性質上、議論を「非公開」としたものと史料される。

上記のとおり、文部科学省は、与党協議会等の求めに応じて、当該文書を提供してきたところであるが、これが開示された場合には、上記のような与党協議会等が非公開とされている趣旨を損ねるおそれがある。

このため、当該文書は、行政機関が保有する情報の公開に関する法律第5条第2号「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと考えられる。

また、教育基本法案が、未だ法律として成立しておらず、現在国会において審議中であること、今後も文部科学省において他の法律案の立案を行うことにかんがみると、当該文書は、同法同条第5号の「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び同法同条第6号の「公にすることにより、その他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも該当するものと考えられる。

これらのことから、当該文書を不開示としたものである。

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文部科学大臣に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 担当課等 大臣官房教育改革推進室 TEL：03-5253-4111 内線3414